

千葉県公告第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年5月23日

千葉市長 神谷俊一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ミノリア稲毛海岸

所在地 千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番434

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三菱UFJ信託銀行株式会社

代表者の氏名 代表取締役 長島 巖

住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置		収容台数
駐輪場①	添付図面3-1建物配置図及び1階平面図（変更前）	50台
駐輪場②	添付図面3-1建物配置図及び1階平面図（変更前）	100台
駐輪場③	添付図面3-1建物配置図及び1階平面図（変更前）	23台
合計		173台

(変更後)

位置		収容台数
駐輪場①	添付図面3-2建物配置図及び1階平面図（変更後）	50台
駐輪場②	添付図面3-2建物配置図及び1階平面図（変更後）	123台
合計		173台

4 変更する年月日

令和5年5月13日

5 変更する理由

駐輪場の位置の変更のため

6 届出の年月日

令和5年5月12日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市経済農政局経済部産業支援課

千葉市美浜区真砂5-15-1

千葉市美浜区役所地域づくり支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和5年5月23日から令和5年9月25日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで

※添付図面については省略